

○芦屋町環境美化推進委員会設置条例

令和4年9月14日条例第21号

芦屋町環境美化推進委員会設置条例

(設置)

**第1条** 芦屋町における環境美化の促進及びその保持を図るため、地域環境の美化活動等を実践することにより、町民一人ひとりの環境美化に対する意識向上を図るとともに、町の施策への協力及び提言を行い、清潔で美しい町づくりを目指すことを目的として、芦屋町環境美化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次の事項について調査、活動、審議等を行う。

- (1) 環境美化意識の向上及び啓発に関すること。
- (2) 地域の環境美化活動に関すること。
- (3) ごみの減量化及び資源化の推進に関すること。
- (4) ごみ出しマナーの向上及びごみ集積所の適正管理に関すること。
- (5) 環境美化推進にかかる研修会及び講習会の開催に関すること。
- (6) 飼い主のいない猫の対策に関すること。
- (7) その他環境美化推進のため必要な事業に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員9名をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 芦屋町区長会
- (2) 芦屋町老人クラブ連合会
- (3) 芦屋町商工会
- (4) その他、町長が適当と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

**第5条** 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務める。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の有識者等の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

**第8条** 委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、環境住宅課において処理する。

(その他)

**第10条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮つて定める。

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。